

顧客情報管理と利益相反管理の体制について

代表取締役副社長 飯山 俊康

2021年5月25日

野村證券株式会社

1. 組織

野村ホールディングス及び野村証券においては、プライベート部門を「イン部署」、パブリック部門を「アウト部署」と定義「イン部署」をその他の部署から物理的に隔離（視覚・聴覚その他認識手段が及ばない状態）

「イン部署」と「アウト部署」

イン部署

全銘柄イン部署

銘柄を限らず法人関係情報*1を恒常的に取扱うことが想定される部署
(インベストメント・バンキング)

イン部署のサポート
(経営企画・戦略、コンプライアンス、リスクマネジメント、検査、IAなど)

銘柄限定イン部署

限定された銘柄の法人関係情報を恒常的に取扱うことが想定される部署
(各支店の企業金融課)

アウト部署

法人関係情報を取扱う場合はコンプライアンス部門が厳格に管理する部署
(営業部門、グローバル・マーケットなど)

受動的情報取得部署

アウト部署ではあるが、法人関係情報を取得しやすい立場にある部署
(IT、オペレーション、役員秘書、運転手)

- 「イン部署」の物理的隔壁とは、壁等により他部署と隔離するほか、①業務上使用するフォルダのアクセス権を限定、特に情報共有範囲が定められている場合はフォルダのアクセス権者も限定、②フロアのアクセス権を制限、③部門内 / 部内において情報管理の方法を定めたルールを作成し、周知徹底（定期的な研修、誓約）を含む。
- 「全銘柄イン部署」の中にあっては、案件情報について、案件情報の重要度、基本的に「部」又は「課」を単位とする社員の所属する組織、役職その他の属性を基に、当該案件情報を共有する者の範囲を設定し、業務遂行上必要な範囲内で共有。
- 役員についても、管掌に応じて、「イン部署」、「アウト部署」の位置付けにより、情報隔壁を構築*2

*1: 野村ホールディングスを除く。野村ホールディングスの法人関係情報を恒常的に取扱うことが想定される部署は「特定部署」として別管理

*2: 取締役、社長、副社長、財務統括責任者、内部管理統括責任者等は「エグゼクティブ・インサイダー」

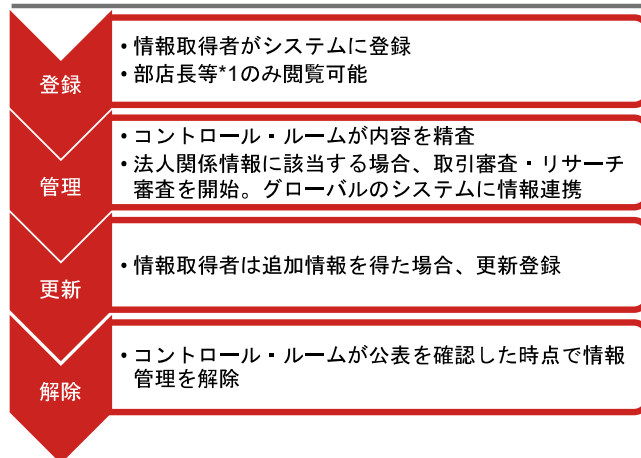
2. 顧客情報管理

法人関係情報・ウォールクロスの管理は、専用のシステムで対応 法人関係情報を含むすべての顧客情報は、Need to Knowの対象

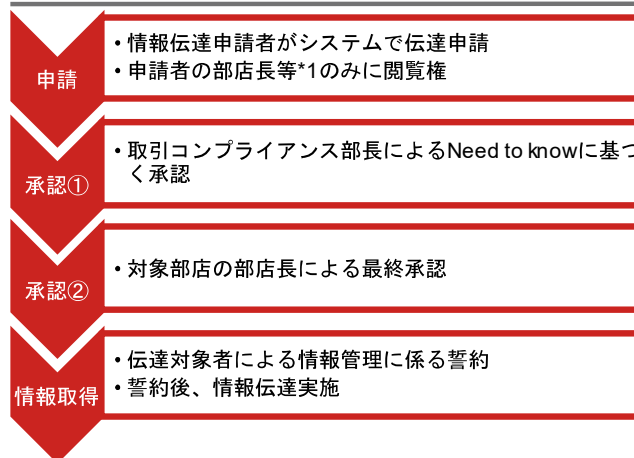
顧客情報管理の体制

- 法人関係情報は国内と海外で別システムで管理。ただしモニタリングの関係上、両システム間で情報連携。各地域のコントロール・ルームがアクセス権を制御。
- 法人関係情報以外の情報についても、所定のルールに則って、職責や業務役割に応じた職務によるアクセス権限を付与し、部署ごとに情報管理責任者の責任において管理。さらに、アクセス権限を付与された範囲内であっても、業務上必要な理由なく顧客情報を参照したり取得することを禁止している。
- 法人関係情報を含むすべての顧客情報はNeed to Knowの対象。アクセス権限を付された役職員が業務上の必要性がある場合にのみ利用することとし、業務上の必要がない場合についての顧客情報の参照、取得を禁止。また、法人関係情報管理に関する規程では、Need to Knowの「必要な場合」及び「必要な範囲」について、厳格かつ限定的に解釈する旨を規定。
- 法人関係情報を共有する場合、ウォール・クロスの手続きが必要。ウォール・クロスにはコンプライアンス部門の承認及び部店長による承認といった複数の承認が必要となる。コンプライアンス部門では、ウォール・クロスの目的、対象部店・対象者の適合性、伝達から公表までのタイミング等について審査し、承認を出すタイミングを判断(なお、「全銘柄イン部署」内での共有についてはウォール・クロスの手続は不要だが、Need to Knowの対象となる。)
- 役職員の自己投資については、前ページの区分のほか、「ウェルス・マネジメント関連部署」の区分を設け、各区分に応じて自己投資の対象となる銘柄、自己投資が可能となる期間等を制限。原則として法人関係情報システムと連動した専用のシステムを通じた自己投資の承認が必要。承認者は区分に応じて設定。

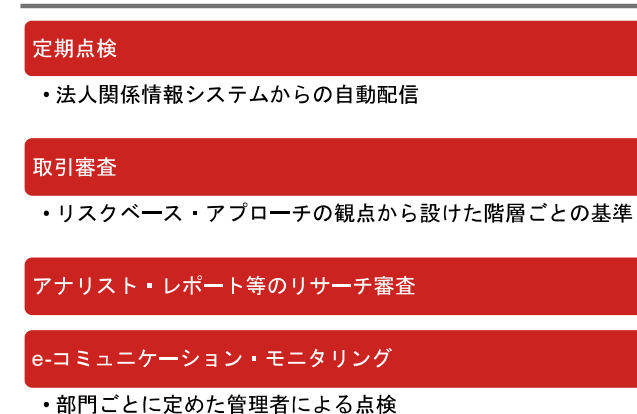
法人関係情報の管理プロセス



ウォール・クロスの手順



法人関係情報管理の検証態勢



* 1: 自己取引を行う部署等では、部店長に閲覧権を付与していない

3. 利益相反管理

「野村グループ利益相反管理方針」及び「野村グループ内における利益相反取引管理規程」に基づき、野村グループ全体でグローバルに一元管理

利益相反の管理体制

- 野村ホールディングスに利益相反管理統括部署を設置。
- 利益相反の管理システムについては、グローバルで、グループ全体で一元管理。
- 利益相反管理に係るシステムへのアクセス権限はコントロール・ルームのみに付与、管理責任者は各地域のコントロール・ルームのヘッド。

- 日本では、別途、独自のデータベースも構築しているが、グローバルなシステムに登録し、日本、米国、欧州、アジア（日本を除く）の4拠点で相互に利益相反のチェックを行う体制

利益相反管理の対象会社

- 野村ホールディングス並びにその連結対象となる国内及び海外子会社^{*1}の中から、管理対象を決定。

野村ホールディングス

①金融商品取引業を営む会社

②銀行業を営む会社

③外国の法令に基づき①・②と同等の業務を行う会社

④その他金融関連業務及びアドバイザー業務を営む会社等

利益相反管理の対象取引

M&Aに関するアドバイス、株式公開に関するアドバイスその他重要なアドバイス

自己投資

- 証券業務に係る自己売買業務を除く

貸付

- 個人に対する少額の貸付を除く。

資本政策に係る引受け

- 対象取引の中で野村グループで多い申請は、M&Aに関するアドバイス、株式公開に関するアドバイス、自己投資、資本政策に係る引受け。
- 利益相反のおそれのある取引に対応する措置（情報隔壁の設置、取引条件又は方法の変更、ウェーバー条項など）が十分に機能するか、レピュテーション・リスク等も含めた慎重な検討が必要。

利益相反の考え方

- 利益相反が問題となり得る場面^{*2}のうち、典型的な利益相反の場面としては、概ね以下の2パターンが多いと考えられる。

① 顧客と金融機関との利益相反 (Personal client conflict)

- 例：M&Aに関するアドバイスを提供する一方で、当該顧客の相手方に対する自己投資（エクイティ出資、融資）を行うケース

② 顧客同士の利益相反 (Same-matter conflict)

- 例：M&Aにおける売手と買手、又は複数の買手候補にアドバイスを行うケース

- 証券会社は融資機能が必ずしも大きくないこともあり、一般的には②が多い。他方、銀行は融資機能が大きいため、①も②もありえる。特に①については直接の取引の相手方になる自己取引型ということもあり、②とは利益相反の性質が異なることに注意が必要。

* 1: 自己資金投資業務における投資先企業を除く。

* 2: ①と②のほか、③Former-client conflict、④Separate-matter conflict、⑤Commercial conflictなどが想定される。

3. 利益相反管理

野村グループの子会社は、類型の取引について、契約締結前までに、コンフリクト・チェックを実施

利益相反のチェック・フロー

申請

- 子会社等グループ会社は利益相反管理統括部署に取引の概要、役割等を申請
- 申請のタイミングはお客様との関係によって、提案活動を開始する段階、機密保持契約を締結する段階、マニフェスト取得時など様々

審査

- 利益相反管理統括部署で、①利益相反の管理システム内に記録されている未終了案件、②各コントロール・ルーム等を通じて申告される潜在案件と突合し、利益相反の有無をチェック

回答

- 利益相反管理統括部署から申請会社に対し、利益相反管理統括部署から利益相反が生じない旨の回答又は利益相反が適切に管理されることを確認した旨の回答
- 回答があるまで、申請会社は対象取引を実施することは出来ない

管理

- 回答状況はシステムに登録され、案件の中止・終了が確認されるまで、利益相反のチェック対象取引として管理
- ウェーバー条項を条件とした案件について、利益相反管理統括部署は当該ウェーバー条項の反映状況を定期的な事後チェックにおいて確認

- 直近1年間の利益相反チェックの申請は約2,000件、条件付の承認となった件数は10%弱、承認が降りなかった件数は数件。
- 条件付 / 非承認となった案件が少ない背景には、そもそもビジネス部門が既に多くの経験を有し、自ら利益相反があると判断し、取引を中止するなどして、結果的に利益相反管理統括部署に申請を出す前に解消しているケースが相当数あるため。
- 条件付 / 非承認となった案件の中には、調整のためにコンプライアンス統括責任者にエスカレーションを実施している案件あり(過去5年間で数件)。
- ビジネス部門とコンプライアンスとの間で、利益相反となり得る取引の関係について共有化を図っていることから、エスカレーションが必要となるケースは少ない。